

## 第2回京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会摘録

平成16年8月23日（月）

ひと・まち交流館第4会議室

午前10時から正午まで

### 【座長】

今日の議題は各人権分野における現状と課題，今後の方向性と検討スケジュールの2つである。方向性というのは，日本語として意味がわかりにくいので，課題に対する対応策という意味でお読みいただいたらよいと思う。現状と課題について議論し，大体，先の目的が立った上でスケジュールを確定したい。それぞれ事前に資料はお配りしているので，お読みになってここはどうかというご質問，ご意見を述べていただきたい。その中から，個別の問題であっても全体に通じるような問題がないか，あるいは，個別の問題を総じて見た際に全体として出てくる問題がないか，という視点でご議論いただきたい。

では，事務局に議題1の説明をお願いします。

### 【事務局】

議題1の資料として，行動計画策定以降の現状と課題，今後の方向という資料がお手元にあるが，その参考資料として，1番から9番までの番号をつけた資料を配付している。これは，各人権課題に関わりの深い各分野別の計画や方針等についての資料となる。

資料1については，事前に委員の皆様へ送付しているので，中身についての詳細な説明は省略させていただく。

この資料は，現在の行動計画を策定した後に制定された主な法律や京都市の制度，各分野における課題及び各分野別計画などに基づく今後の方向性等について，関係局に照会した結果をまとめたもので，この資料をもとに，京都市が今後，大きくどのような方向，あるいは，どのような方向性や視点をもって施策を進めていけばよいかということについてご議論いただきたい。

なお，それぞれ括弧の中に京都市の関係部局名が記載されている。本日は，関係部局の職員が事務局にいるので，内容等についてご質問等があればお答えしたい。

## 【座長】

説明があったように、京都市では従来、人権分野毎に様々なプランや取組の方針というものを決めている。資料ではそれぞれの分野における課題と、取組の方向というものがまとめられている。その基になっているのは、別途配られている個別問題に対する計画や方針等であるが、必要があればそれにも言及してもらおう。今日は、それぞれの問題を担当する部署の方々に来てもらっているのです、細かい点は担当部署の方にご説明いただきたい。

それでは、個別の問題、個別の問題からの全体的な問題、あるいは、個別の問題を通しての全体的な問題など、初めにご質問があればご自由にご発言いただきたい。

私から誘い水として伺う。資料1の13ページ、同和問題の課題の10というところは教育委員会の担当であるが、同和地区の人口移動に伴い、地域コミュニティの崩壊が危惧されるとある。意味はわからないことはないが、私のごく個人的な感想からいうと、そういう地区にも同和地区でお生まれになった方以外の方がどんどん移り住み、また、同和地区で生まれた方もどんどん出ていく、そういう形で融合が進んでいくのはある意味で望ましいことだと思う。確かに、同和地区という従来からあった特性は薄れるかもしれないけれども、何を目指しているのかという長期的な視野で考えたときのこの記述についてご説明いただきたい。

## 【事務局】

同和地区の人口移動に伴い、地域コミュニティの崩壊が危惧される。まず、出ていかれる方というのが、どちらかといえば、所得的にある程度恵まれた方で、子どもたちもいるような家庭が移動してしまう。そして、反対に、残っていくのが高齢者ばかりになる。子どもたちの数が同和地区において非常に減少しているという状況がここ数年ある。そういう状況において、地域の学習力、あるいは教育力というのが子どもたちの教育という観点から見ると非常に弱まっていくのではないかということから、こういう形で挙げさせていただいた。

それと、これは教育委員会が言うべきことではないかもしれないが、やはり、そういう形で人口の流出、人口の移動が伴うことによって以前からあったコミュニティが崩されて消えてしまうということが、座長がおっしゃるように、いい部分もあると思うが、反対に残念な部分というのもあるのではないかということとは、関係する方々とお話しして感じ

ている。

【委員】

どこの社会でも、どういう地域、同和地区に限らず、そういう状況になっていると思う。それを同和地区の地域コミュニティの崩壊と言うことこそ区別、区分けしているように思う。同和問題に関して、資料2の10ページの中に、特別施策の不平等感などが解消されつつあるというところがあるが、私は市議会の傍聴人から始めて、陳情書を書いて請願書を書いたけれども、請願書は、11月に出したものが返事をいただけていない。ここ二、三年で初めて市立浴場というものを知った。だから、見に行けば見に行くほど、これは市民の心の中に不平等感が根強く残るといえるか、無くならないなと思う。

うちの父は貧しかった。でも、だれも市立浴場がいいと教えてくれなかった。いとは、父親を自殺で亡くして、あと、母親も病気で亡くして、高校も中退して頑張ってきたが、行政が何かの手助けをしてくれたわけではない。それを不憫だというわけではなく、奨学金一つにしても、世の中の全部がまとめた施策としてやっていくべき。

市立浴場を利用したり、奨学金等を受けて育った子どもが、大人になったときに、そのことで特別視されてしまう。だから、今、全ての特別な施策をやめて一体化すべきと思う。

個人的には、『夢を追いかけてよう』という本を見て、ああ、こういう本に出会ってよかった、今こそ特別な施策をやめるべきですよと部落解放同盟というところにお手紙を出したことがある。しかも、市議会で決めたからやめるのではなくて、自分たちの方から、もう時代だと、すべての差別とか区別とかを一緒に解決しましょう、要するに、一般と全て一緒にしましょうという時期だと思う。今やらなければ、今変えなければ明日も変わらない。

【委員】

なぜ今やめるべきだとおっしゃっているのか。なぜ、今やめるべき時期なのかというのが私にはわからないが。

【座長】

これは一般的な話で、現実に差別が積み重なっている状況で、短期間にそれを解消したいというときに、英語でいうとアファーマティブ・アクションというが、差別をなくすための逆差別的な施策を一時的に行う。しかし、それは、永続するとそれ自体が差別になってしまうので、もとの状況がある程度改善すれば、もうやめるべきである。委員のおっしゃるのはそういうことだと思う。それに対して、必ずしもそう言えないのではという質問が出ている。

#### 【委員】

やめる時期かどうかについては、個人的な印象・感想で話しても判断できないのではないかと。特別立法などが切れているということもあって、もうやめるべきであるという感覚を持った市民の方もおられる。一方で、ずっと積み重なってきた差別の結果としての格差というのがまだ残っているんだという認識を持っている人もいるし、私も持っている。それが実態としてどうなのか。数字で示される客観的なデータとして、例えば進学率であったり、所得であったりというように出るものもあるだろうし、意識という部分では地区内、地区外に住んでいる方々がどのように認識を持っているのかというようなものがあると思う。そういうものについての丁寧な、何か調査のようなものを踏まえてでないと、この時点でやめるべきだ、いや、まだ制度は必要だということをごここで突っ込んで議論するには少し難しいのかなと思う。

#### 【座長】

数字がすべてではないが、今のような議論が意味のある形で進むためには、やはり事実を踏まえて議論する必要があると思うので、今すぐは無理であっても何かの形でそれは準備していただきたいと思う。つまり、従来やってきたことの評価は、やはりデータに基づいて行う必要がある。その評価を踏まえて新しい事態にどう対処するかという議論が可能となる。

#### 【事務局】

教育委員会だけでなく、京都市全体で過去、同和問題に取り組んできたが、先程、座長

からお話があったように、制度としては、13年度末で法的には各施策が打ち切られた。そのため、14年度以降、同和地域の方に限ってや、あるいは、特定の地域に住んでおられる方に限ってという施策ではなく、京都市の行っている一般施策によって残された課題等を解決していくという段階に入ってきている。

委員ご指摘のデータ等については、今日お配りした資料の中の、「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」という冊子の中に分析等があるので、とりあえずはこれを参考にさせていただき、それ以外に何か必要であれば、事務局で京都市総体として報告資料等を準備させていただくことはできると思う。

#### 【座長】

今、説明のあった資料の中に、人口の推移等々、数字がかなり入ったデータがあるので、この資料をご参考いただければと思う。

#### 【委員】

私は2点あるが、私の不勉強もあって説明していただきたい。資料1の12ページ。同和問題のところで、課題の4番目、同和問題解決の障害となっている、このかぎ括弧の「えせ同和行為が依然として存在している」とある。私は京都に住んで30年ぐらい経つが、えせ同和行為という言葉自体を聞いたのが自分は初めてで、もしかして、皆さんは知っておられるかもしれないが、その行為がどのように同和問題解決の障害になっているのか、その行為はいまだに多いのかということがまず第1点目である。

第2点目は、同じ資料1の15ページ、外国人のところの課題の4番目、「外国人教育が国際理解の色彩が濃くなりつつあり、在日韓国朝鮮人に対する民族差別をなくす教育という意識が薄くなってきている」とあるところについて、私の理解では、国際理解というのは、在日コリアンだけでなく、在日のいろんな外国人の方と共生する一つの窓口という意識が強いので、他の問題とつながっているものという意識があった。ここでは国際理解だけ別という感じを強く受けたので、どのように理解されているのかということと、現状についても説明していただきたい。

【座長】

私もここにチェックを入れていたので、説明をお願いしたい。我々の全体のテーマが教育、啓発なので、教育委員会ばかりで申しわけないが。

【事務局】

1点目の「えせ同和行為」というのは、例えば、市民、企業が持つ同和問題に対しての誤った認識を利用し、同和問題を口実に書籍の購入等を強要することをいい、結果として、同和問題に対して間違った認識を市民、企業に植えつける要因となっている。

こういう問題はあまり知られていないのではないかということだが、市民の方から、「ある団体から同和問題解決のために購入をしなさいということで書籍が一方的に送られてきた。支払いをする必要があるのか」というような問い合わせ等がまだまだある。えせ同和行為は、同和問題を解決しようとするのではなく、同和問題に対して更に誤った認識を植えつけるものであり、法務省、それから法務局も一緒になって、この問題の解決に対して取り組んでいる。

【事務局】

お手元の資料の「学校における人権教育を進めるに当たって」で私どもが外国人教育の到達目標を掲げているので、少し長くなるが、お読みいただきたい。20ページの到達目標の前段の部分で、「すべて児童・生徒に、・・・国際協調の精神を養う。」これが先程お話があったように、相互に理解を進めるという部分になっていると思う。それで、この後段部分の「また、同時に日本人児童・生徒の民族的偏見を払拭し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒をはじめとする外国人児童・生徒の学力向上を図り、進路展望を高め、民族的自覚の基礎を培う。」この部分は、当然、前段の部分と深く関係しているかとは思いますが、例えば本名の使用などについて、在日韓国朝鮮人の方に対する民族差別・偏見が払拭されていない状況があるのではないかと私どもは考えている。このため、次の21ページの現状と今後の取り組みの のところに書いているが、今後の「日常の教育活動や家庭訪問を通して」というところで、「正しい理解と認識を深める指導を展開していかなければならない」とい

う視点で取り組んでいる。

#### 【委員】

男女教育の資料で、初めの2ページの女性のところの4番、資料1の2ページ。課題の4番で、「男女の特質の違いを基盤としてという視点が弱く、『みんな平等』・『違いをつくってはいけない』と指導する傾向が見られる。」とあり、裏面に、今後の方向として、「当然指導すべき『男女の特質の違いを基盤として』という視点が弱く」というのがある。私はこれはむしろ逆行しているのではないかと感じている。このようなものを教育現場では男女平等教育に逆行する特性教育として批判してきたのではないかと受けとめているが。

もう少し言うと、その次の「みんな平等で違いをつくってはいけない」ということが、一部で歪曲して、男女平等教育というものは男と女と一緒にしようとするものだというような非常に意地悪い見方をした言い方の中で、こういう教育をやっているからおかしいんだなどと言われることがある。特に、ジェンダーフリーという用語自体が問題とされており、東京都でもこの間、教育委員会でその用語を使わないようにとされていた。その後で、だから混合名簿もやめるべきだという意見が出るのは行き過ぎというか、すごく危ういと私は感じている。私の理解では、少なくとも男女平等を言っている人の中で、「男も女もすべて一緒にいいんだ、更衣室も何もかも一緒にいいんだ」などと言っている人はいない。これまで技術家庭で、技術は男子、家庭科は女子というように別修になっていたものが、ようやく共修になり10年経ったという流れの中では、男女の特質の違いを基盤としてという表現は、逆行させるようなトーンに聞こえてしまうので、真意というか、どういう意図で書いているのかということをもう少し丁寧に伺いたい。

#### 【事務局】

確かに、この一文だとそのような形にとられる虞もあるが、私どもは、毎年、「学校における指導の重点」というのをつくっており、これは平成14年度「学校における人権教育を進めるに当たって」という方針をもとに、毎年見直しを加えて作成している。指導の重点の16ページ、男女平等教育という項目に、「性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が依然として残され、そうした課題が子どもたちに大きな影響を与えており、

男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして年間計画の中に位置づけ、子どもへの指導を推進する必要がある。」としている。それから、「男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか学校生活全体を見直す」としており、私どもが役割分担意識というものを肯定しておるわけでは全くなく、あくまでも教育委員会としては、男女を超えて子どもたち一人一人をあくまでも見据えた上で教育していくという立場であり、男女の役割分担等にとられる形の教育を進めることは全く考えていない。

#### 【委員】

外国人というところに出たので、私の周りにいる在日韓国人、といっても、日本で生まれて日本で育て、特別永住権というのを持っている韓国人の方にはどうして選挙権がないのかなと思う。私がこういう会議に出ることになって、もしその人の気持ちの中の何かを伝えるとしたら何を言うかということで、いろいろと聞いたが、1つだけということで、選挙権のことを言いたい。人権とはそういうことではないかなと思う。その方向に向かう施策はないのか。

#### 【座長】

私は、全国の法務省の人権推進委員会に出ていたので、そこでの議論も踏まえて申し上げると、これはやはり国会でやるべきであり、選挙権の問題は都道府県レベルではできない。最高裁判所も、地方レベルで特に永住権を持った外国人が投票に参加することを憲法は禁じていないと言っているので、あとは、国会さえ腹をくぐれば地域的に参政権を与えらるということは十分可能である。

#### 【委員】

そうすると、京都ではこういう意思を持っていると京都から発信することは可能なのか。大きいところは手に届かないし、近寄れないけれども、もしできるならば京都からはせめ

て発信して欲しいと思う。

【座長】

もっとも京都市としても、市職員の採用試験を受ける要件として日本国籍は要求しないというところまではいっているのですが、地方からそういう声、あるいは、動きができない訳ではない。

【委員】

子どものところへの質問がないので質問させていただきたい。資料1の中で、例えば女性のところでは、最初に世界の動向だとか出ているが、4ページの子どものところでは世界の動向というところが書かれていない。やはり児童の権利に関する条約、子どもの権利条約が主眼となると思う。この間、2回、国連の報告審査がされており、日本についてはかなり詳しい国連の最終見解が出されている。今年も2月に第2回目の報告審査があり、かなり詳しい日本の国の実状に突っ込んだ最終見解が出されているので、そういう視点が入っていないというのはすごく残念であり、なぜ入っていないのかということをお伺いしたい。第1回目の報告審査の政府訳は外務省のホームページにも載っており、第2回目は出たところなので、まだ外務省のホームページには載っていないと思うが、そのように広く日本の国内に知らせなさいと国連の子どもの権利委員会も言っている内容が抜け落ちているのは残念だと思う。

【座長】

児童の権利条約や子どもの権利条約は、日本も批准しており、今、ご指摘があったように、報告書を出して審査も受け、その結果に対して委員会から勧告も出されている。

【事務局】

お手元の資料の「京(みやこ)・子どもいきいきプラン」は、現行の計画で平成9年に策定した。この中で子どもの権利条約を遵守し、子どもの最善の利益を追求するというのが

基本の理念の一つとして最初に掲げている。今現在、この計画を見直した新・京(みやこ)・子どもいきいきプランの策定作業を進めている。

やはり、根底は、この理念を踏まえて内容を固めていこうとしている。こちらの資料の中では、国の動向と京都市の動向の記載しかないが、根底はそのように認識しており、決して軽視しているということではない。記載、あるいは資料の整理の問題で大変失礼した。

#### 【委員】

資料1の13ページ、5番目、企業も地域社会を構成する一員であって、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け、地域における啓発活動に積極的に取り組んでもらうよう働きかけるとあるが、現在、どのような働きかけをし、あるいは、将来、どのようなことをしようとしているのかということを知りたい。

#### 【座長】

要約なので、どうしても抽象的になるが、私も全体を読んでいて、もう少し具体的な言及が欲しいなという箇所が随分ある。ただ今のもその一つと思う。

#### 【事務局】

企業も、地域社会、地域との関わりなくして存在することはできないということで、企業も企業市民として地域の発展に貢献していただきたいという意味で書いている。

少し抽象的な表現になったが、例えば、サービス業なら、店の一角に人権啓発のパネルやポスターなどを掲示し、お客様に見ていただく。また、製造業であれば、社内を地域に公開して、人権問題や環境問題について、自分の会社では、例えば障害者雇用についてこのような取組を行っているというようなことを示していただくなど、もっと地域に開かれた企業としていろいろな取組をしていただきたいという意味で書いている。

産業観光局としても、企業に対してのさまざまなセミナー等を開催しており、開かれた企業、企業市民の一員として地域にもっと溶け込み、地域に開かれた企業になっていただきたいという考えで様々な事業をしている。

### 【委員】

研修など、いろいろなことをやってもらっていると理解しているし、私ども企業としても非常に参考になっているのは事実であるが、先程は、その働きかけは具体的にどのようなしているのかということをお聞きした。

### 【事務局】

京都市では、様々な企業向けのセミナーを開催している。例えば、経営者向けのセミナーや、主に人事・総務部門の人権研修者を対象としたセミナーも開催している。それにより、企業の中で人権研修を担当している方にもっと幅広い知識、視野を持ってもらい、それを持ち帰って、企業の中でさらに社内研修を行い、企業全体としての人権意識を高めてもらいたいと考えている。京都市としてはそういう機関の手助け、働きかけをしている。

### 【座長】

ご参考になるかわからないが、これはアメリカの民間での動きだが、企業の社会責任を、数字にしやすい環境汚染物の排出量で表すということをしている。それを発表していくと、結局、数値の悪い会社の株は下がる。営業妨害にならないように注意する必要があるが、そういう指導はやはり公の機関としてやりやすいし、やるべきことのひとつではないか。つまり、この企業は環境を汚染しているというのではなくて、一般的な指標として公表することで、市民が、あの会社が何か廃液を流して困るなどの場合につながるし、その基になるような知識を与えることになる。

だから、直接、企業の担当者ということはもちろん大事だが、同時に企業全体として社会的にどういう対応になっているかという視点は、やはり中央政府とか、あるいは、地方自治体の環境担当の部局がやると説得力がある。

### 【委員】

今、座長のおっしゃった点、そういう数字を出してとか、そういうところで企業と関わ

っていくと本当に市民として安心できる社会づくりにつながると思う。同和，人権問題について人事・総務担当者を対象にしたセミナーという話があったが，私は，平成の時代にある大きな会社でリストラに遭った。そのときに，なぜ私ではなく，あちらが残っているのというくらいに働かない人がいたが，社長から「あの人はやめさせられないんだ」と言われた。結局，そういう圧力がかかった人は残った。そういう人事とか総務というか，会社に与える力という形で人権問題を企業に重ねていってはいけないのではないかと思った。

私のそういう体験は，今ここで発表できるための体験だったのかな，こういうことを改善していきたいなと思えて，よかったと思っている。企業啓発では，座長さんがおっしゃったような形で見通しのきく，市民が安心してそこの企業と関わって買い物もできるという社会づくりをしていただきたい。

#### 【座長】

初めに市からご説明があったように，地对財特法（\*地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と略しているが，同和地区の主に経済状況等を早急に改善するための国の法律が随分続いた。これが終わりになって，その後はそれぞれの自治体の一般の人権施策の中にその問題を取り込んでいくという方向で進んでいる。だから，今，委員がおっしゃるようなアプローチももちろんあるし，そうでないアプローチもある。ただ，少なくとも私の知っている範囲では，市として何%はこういう人を雇わなければならないという圧力はかけたことはないと思う。

#### 【委員】

ずっと個別の課題が出ていたので，全般に関わっての視点で申し上げたい。先程の座長のコメントにも関わるかと思うが，人権文化の推進を考えていくときに私自身が基盤としたいことは，「差別をなくす」というアプローチではなくて，「人権を尊重する」というアプローチに転換していくことがすごく大事ではないかという視点である。

私は，1回目のときに申し上げたように，参加型学習やワークショップに関わっているが，もともとのきっかけは国際協力などで南北格差の問題をどうすればよいのかという個人的な関心から始まっている。そういった分野でも，今，「持続可能な開発」ということが

国際的な枠組でも言われるようになってきている。貧困をなくすではなくて、いかに持続可能な開発、持続可能な社会をつくっていくのかというように変わっている。

だから、実際、やっている取組が同じようなもの、共通するものが出てきたとしても、マイナスのものを解決するというアプローチも大事だが、どんな社会を目指したいのか、そのためにどうしたいのかということを入れていくことによって、先程から発言されているようなこともカバーされる部分が出てくるのではないかと思う。

今日の資料についても、課題があって、それぞれの課題への手立て・方向性という書き方でわかりやすいとは思いますが、では、そういった個別の課題解決ということを超えた、全般として、私たちはどんな社会をつくっていきたいのかというところがなかなか見えてきにくいように思う。例えば、先程女性のところで少し指摘させていただいたが、女性、ジェンダーとの関わりでいえば、性の多様性ということが言われるようになってきているものの、今の枠組の中での課題とその方向性では、なかなかそういったところが出てきにくいと感じている。

これからどういう展望を持ってということかというと、特に私が強調したいのは、マジョリティーへのアプローチをどのようにするのかということが、人権文化の構築ということでは重要ではないかという点である。今までは、外国人、障害者、同和地区などというマイノリティーに焦点を当てて、そこから問題を解決していこうという問題の組み立て方になっているかと思うが、例えば、委員が1回目のときに言われたように、京都以外のところから来て、いろいろな問題に出会ったときにすごく戸惑ってしまう。例えば、障害者の理解と言うけれども、それは実は、「ある」、「ない」というような白黒はっきりした感じではなく、グラデーションなのではないか。マジョリティー性、優位性を持った部分と、マイノリティー性、社会的に相対的に不利な部分というのが一人の人間の中にもさまざまにあるので、絶対的に強い立場の人と絶対的に人権課題を抱えていて困難な状況に置かれている人、というように人間が色分けできるわけでもない。そういった視点で、いろんな課題についてマジョリティーの側にある人たちがさまざまな人権課題をどういうふうを受けとめ理解していくのか、そういったことを積み重ね、それぞれが多様な側面をふまえて、どのような人権尊重の社会をつくっていくのか、という展望を盛り込むようなアプローチが必要ではないか。課題を定め、こうやって解決しようというものばかりだと、いっぱいあり過ぎて、しんどくなってしまう。そうではなく、自分達にもできることがあるということで、展望が持てるような形で打ち出していけるようなものが望ましいと思いながら全般

に聞いていた。

#### 【座長】

これは、行政の肩を持つわけではないが、行政の立場としては、やはり問題があったら、まずそれを解決するということになる。だけど、私個人は今、委員のおっしゃったことが非常に大事だと思う。というのは、人権というと、従来の日本では、やはり同和問題、あるいは在日韓国朝鮮人の問題が大きかった。それは確かに問題であり、しかも、私の考える人権の基礎に触れる問題である。というのは、部落に生まれようと思って生まれた人は一人もいないし、私もたまたま生まれたら日本人だったというだけである。そのようにその人の努力とか意思で何ともできないような事実にかこつけて、お前の人権はここまでだというのは一番間違っている。確かに、文章として一人一人を大事にするとか、その意味で他人も大事だから多様性を大事にせよということがあるが、それを先程の委員の表現で言えば、差別をなくすというか、マイノリティー、つまり少数者にだけ焦点を当てるということになる。そうすると、多数者の方が自分達は何をしたらいいのかとなってしまう。つまり多数者であること自体で何か加害者になっているように感じてしまうことは本当は間違っていると思う。多数者であるからこそやらねばならないことではなくて、やれることがあるということ、そういう視点を全体を流れる一つのトーンにするというのは非常に大事なことはないかと個人的には思う。

意見はいろいろあるのが民主主義というか、健全だし、ある意見しかないというのは、むしろ不健全と思うので、意見を述べていただきたい。

#### 【委員】

前回いただいた京都市の行動計画も読んだが、初めに世界情勢の話が出ていて、京都市はどうするということが載っていた。先程子どもの権利条約の話も出たが、人権教育のための国連10年があって、他にも、国連のレベルではいろんな国際年とかがあると思う。ちょうど、今、私が自分の研究で取りかかっているのがそれで、平和の文化と共生のための10年というものが2000年から始まっている。半分ぐらい過ぎているが、そのアプローチが何も無い。もう半分も過ぎているのに、国も、京都市も何か動きは出ないのかな

と不思議に思っている。その中では、人権教育が中心であるし、そのほかに関連づけて環境であるとか、平和の問題も一緒に取り組んでいこうというものになっている。神奈川県は平和の問題と人権の問題と取り組みが表裏一体のものだということで進めておられるということを自分は報告書を読んだことがあるので、京都市もぜひ人権教育のバージョンアップというか、パワーアップした形で何か方向性を持っていていただけたらと思う。

#### 【座長】

環境や平和のためには人権が必要であるが、それがどうつながるのかというところをはっきりさせるのがこの委員会の職務の一つであるし、それは今日のテーマになっている、全体を通じる一つの流れというか、根底になり得る発想である。

#### 【委員】

私も行政に長く在籍して、卒業した。卒業した以上は一市民になったのに、まだまだどこかに役人という感覚が残っていて、この資料をそれほど疑問を感じずにざっと流して読んでしまっている感じがある。一方では、私がずっと思っていることで、根本的に「人権の問題というのとは何か」ということを議論していないのではないかという気がしている。私自身、人間が当たり前で平和に生活ができるということが人権が尊重された社会だと思っているが、そういう基本的なものを1回ここで議論し、それを守るためにはどんな課題があるのかという視点で個々の項目を見るというような形でお進めいただけたらありがたいと思う。

#### 【委員】

今、委員が人権とは何かというところから議論したいと言われたが、私が公募委員として提出した作文を本日の資料に加えていただいたので、読んでいただけたらと思う。選ばれたということは、選んだ側が、私が作文に書いたようなことを進めようと思っていてくれると思っている。大した作文ではないが、持って帰っていただければと思う。

### 【座長】

先程、非常にはっきりと言われたが、委員会での検討の大前提であり、しかも言葉としてはあるが、はっきり言って心に響いてこない「人権とは何か」ということ。言葉だけが先行していて、その中身は何かということ。それは我々の日常生活とどこでつながって、それに向けて何ができるのかと、あるいは、何をしないといけないのか。本当は、そういう議論があって、そこから環境も平和もマジョリティーもマイノリティーも貧困も持続可能な開発というようなことも出てくる。

実は、第1回の際に、人権に関する思いについて皆さんにいろいろ発言していただいたのは、そういう狙いがあった。あの時に発言したことをもう1回言うのはどうかと思わずに、今、委員から出されたごく基本の問題について、何か、考え、感想があればご遠慮なくお願いしたいと思う。

### 【委員】

人権とは何かというのが今議論になっているが、先程の神奈川県の場合、人権と平和を表裏一体に考えているとのことであった。これはまさしく人権の尊重されない社会は平和ではない、平和な社会こそが人権を伸長するんだという国連でも基本にある考え方が、具体的な地方自治体の施策のレベルにも反映されているのではないかという感じを受けた。

特に、本来、根本的に人権とは何かということを考えてよということ、これまで専ら人権行政では、マイノリティーの視点が強調され過ぎてきたのかもしれないが、ある意味ではマイノリティーへのアプローチからマジョリティーへのアプローチに転換する時期であるかもしれないが、その転換を許すような状況にあるかどうかというのは、今度はマイノリティーの立場の人たちのスクリーニングも受けないといけないと思う。ただ、今回の我々の委員会は、くしくも、先程から人権文化の中身ということが議論になっているが、人権文化推進計画の人権文化というこの標語自体は、おそらくマジョリティーからのアプローチなんだろうという気がする。その意味で、この仮称が本来の名称になるかどうかかわからないが、人権文化というものを我々委員会としてどのようにとらえているのかということ、今までご議論のあった点を少し整理していけば、本来の、ここで課題として挙げられている事柄に対する我々の視点もかなり明確になっていくのではないかと思う。

というのは、今回、特に重要だとされている幾つかの、女性から始まって子どもなどの課題を見ると、これは必ずしもマイノリティーという問題ではなくて、実は、高齢者の問題にしても、それこそ日本は高齢社会になっていくわけだから、マジョリティーの問題、全体の問題であるという認識がある。その意味では、今、ご議論になっている事柄というのは、このおまとめになった現状と課題と離れているという感じは個人的には受けないので、これをどうやって包括的にまとめていくか、そういう視点を我々がいかに獲得するかということはこの委員会の場でやっていけたらいいのではないかなという感想を持った。

#### 【座長】

例えば、高齢者人口増加の問題だと、我々みんないつかは年寄りになる。いうことは潜在的にマジョリティー、つまり潜在的高齢者であるし、障害ということも、生まれつきの方もおられるが、交通事故等で我々自身もそうなる可能性を絶えず持っている。そう考えたら、今、委員が指摘されたように、テーマ自体がニュートラルであっても、それをマイノリティーの側から見るのではなくて、あるいは、マイノリティーだけを強調するのではなくて、これをマジョリティーの問題、あなた自身の問題でもあるという、そこへ我々がどうやってつなぐかということが、おそらくこの委員会の一番大事な仕事ではないかと思う。

そういうことで、どちらから物を見ているかというのがマイノリティーかマジョリティーかということなので、先程も国際教育と民族教育の問題に触れられたが、それは実は同じものをどちらから見ているかという議論ではないか。全体から見れば、それは国際教育になるかもしれないが、個別の側から見たら、それは民族教育となる。だけど、そういうものがうまく融合されて初めて民族教育も国際教育も意味を持つてくる。その根幹になるのは人権という言葉だろうと思う。

#### 【委員】

資料2の17ページ、7番のHIV感染者というところだが、学校で性教育の中でのエイズ教育ということを行っているが、その背景として、課題の10番に書いてあるように、日本は先進国の中で唯一HIVの感染者とかエイズ患者の数が増加しているという背景が

あり、中学校においては、これはやはり本当に将来に向けて重大な課題であると思って取り組んでいる。

その場合の、1番であるが、この保健福祉局でおまとめになった文には、エイズの流行拡大を防止するためにはということで、患者・感染者への偏見や差別をなくし、感染者の潜在化を防ぐことが大切であるというようにご認識であるが、ここ数年、それ以前と比べてマスメディアにエイズが取り上げられることが随分と少なくなってきた、学校一人頑張っていないけないという思いがある。

市民一人一人の課題であるのご認識であるが、何か具体的な取組をしておられるのかどうかお尋ねしたい。

#### 【事務局】

まず、前段にエイズに対する取組は、学校教育との連携は非常に重要であるという認識のもとに連携をとっている。まず、1点目、課題1に掲げている内容については、平成7年に京都市エイズ対策基本方針を策定し、それを具現化させる方向として、京都市HIV対策協議会を設置している。ここに学校教育の代表であるとか、あるいは医師の関係者、あるいはPTA、それから地元で保健の活動、自主活動に取り組んでいる方等にご参画をいただき、より日常生活の中でエイズを考えていく、そして、エイズによる被害をできるだけ少なくしていくという取り組みをしている。

また、烏丸御池の南側に新風館という若者が集まるファッションや食事ができる建物があるが、そのステージを使って、エイズについて参加者と一緒に議論したり、考えようというイベントを行っている。あるいは、京都は学生の町であるので、学生が集うようなイベントの機会をとらえてエイズのコーナーをつくっていただいたりもしている。

また、日常的には学校教育との連携が大切なので、そういった取り組みも計画的に進めていく。特に若い世代に対する取り組みが重要であると思っている。

先進国の中ではエイズは減少傾向にある。しかし、日本は、微増ではあるものの、増加傾向にあるということが言える。こういった傾向を分析して適切な取り組みをしていく必要がある。

最後に、潜在化を防ぐということでは、やはりエイズに関する相談機能、相談窓口を確立するということと、検査の体制を充実していくことが大切だと思うので、今後とも、相

談やエイズ検査の充実に取り組みたいと思っている。

#### 【座長】

私は、一月ほど前までジュネーブにいたが、ヨーロッパのテレビはエイズ会議の報道も頻繁に放映している。日本はあまりやらない。ヨーロッパにとってはアフリカというのは自分達の一部というか、経度もほとんど変わらないし、それと、植民地支配でいろいろむさぼり取ってきたという後ろめたさもあるのかもしれないが、要するに、経済的にもつながりが非常に強いし、人の行き来も多い。となると、アフリカでエイズがあれだけ蔓延しているというのは人ごとではない。

ところが、日本は、これまで少なくともアフリカとの関係は非常に疎遠であった。アジアにはないかといったら、タイ国の政府などは非常に正面から取り組んで減少傾向にはあるが、エイズがないわけではない。一昔前までは日本もセックスツアーでトラベルエージェントがどんどん送り込んでいた。そのとき持って帰っていないという保証は全くないので、学校で取り組まれているのは非常にいいことだと思う。子どもはあまり実感がないかもしれないが、やはり、こういうのはいけないということはわかっている。私の家では、孫娘に対してそんなことを学校で習っているのと家内がびっくりしているが、やはり教育が大事である。本当にきちんと知識さえ持てば決して防げない病気でもないし、お金がかかるが、ワクチンもできている。エイズ会議では、アフリカの代表が、エイズの特効薬ができていながら、先進国は高い特許料で値段をつり上げるのではなく、対外援助をそれに回してでも特効薬を回してほしいと言っている。だから、そういう事実を保健福祉局からマスコミにでも流すことで、もっと大事な問題であるという認識を維持するようにしてもらい、それから、学校でこれだけやっているということをマスコミに言っていただくことも効果があるのではないかと思う。

#### 【委員】

エイズ対策に関しては、京都市の中で感染者が出ておられるかは私もわからないが、他府県でエイズ感染の依頼者という方がいる。やはり、エイズ感染者に対する知識とか、それから、偏見とか差別をなくしていくということも大切だが、まず肝心なのは、生きにく

い人生をずっと生きていくわけだから，ソーシャルワークも含めて，その方が人生を送るにあたり，きちんとした医療だけではなくて，支えていく，いわゆる相談体制などをやっていただく必要がある。早くから感染している子どもさんが思春期以降，自分の行動を律するというのは大変なことと思う。自分がH I Vで感染しているということをきちんと自分の中で理解して，自分の行動を律していくというのが随分大変であるし，それには周りの支えが要る。ただ，そうしたご家庭の中には，親御さん自身がきちんと支えられない場合が随分と多い。だから，医療体制の中で支えていく体制をつくっていくことが，その感染予防についても大切なことだと思うし，その患者さん自身の人権擁護にも第一番の出発点だと思っている。

#### 【委員】

この予防感染の面でかなり重要な問題と思うのは，性行動をする年齢層がどんどん下がってきているということである。そういう若年者に対して，いわゆる学校教育で性教育をしていくというのが一つの手だてとしてある。他方で，ある特定の市の青少年条例などでは，青少年に対してコンドームといった避妊器具を売ることを禁止するというような手法で問題の処理に当たろうとしている。しかし，この問題は，いわゆる感染症という病気の視点から見る必要がある。性行動を規律していくんだ，つまり性道德の強化というだけでは済まない視点がある。このあたり，京都市ではそういうことはないと思うが，やはり学校教育の中で，もう少しそういう具体的な性行動に走る子たちへの相談機能を充実させるとか，あるいは，H I Vに対する具体的な予防の知識を与えるということも重要であると思う。個人的に，一度，エイズのN G O活動をなさっている人のお話を聞いてそういうことを考えたが，このあたりの取組はなかなか難しい。保護者の方の立場からすると，うちの子になぜそんなことまで教えるのかというようなことになるので，簡単ではないと思う。このH I Vの感染の問題を取り上げていくときに，どこまでが自治体の施策として適当であるかを少し考えなければならないと思ったので一言申し上げた。

#### 【座長】

我々の世代以上と思うが，セックスそのものに直接触れることは避けている。だけど，今，日本の漫画の本などには，それはもうものすごいセックスの描写があり，子ども達は，

やはりそれにいや応なしに触れている。そういうものを100%止めることはできない。そうすると、正しい知識をきっちりした形で教えるということはものすごく大事なので、これは、保健福祉局だけではなくて、教育委員会としても考えていただきたい。性行動というのは人間にとって食べることの次にはなくてはならないことである。昔、田辺にある（財）国際高等研究所の設立にかかわったことがあるが、そのとき生物学者の岡田さんという偉い阪大の先生がおられた。生物の集団の中で個と全体の関係はどうかというような話になった時、岡田さんが非常に明快に、個は全体のためにあると言われた。やはり性行動を通じて子孫を繁栄させていくというのは、生物のある意味で宿命であり、それをきちんと教えることは、ある意味では教育の役割でもあるが、非常に微妙な問題もある。教育委員会としては、学生に十分伝わるようなサポート体制、それと、保健福祉局の方では、既に感染している人が自暴自棄な行為で必要以上にほかに広げたりすることがないようにサポート体制というものも考えていただくのが大事ではないかと思う。

#### 【委員】

HIVの関わりで性教育のことが出たが、個別の課題を一つ一つ言い出すと多くなり過ぎると思うが、女性のところで1点申し上げたい。

性教育とかいうことに関わって、この文章の中には、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツという舌をかみそうな、性と生殖に関する女性の意思決定に関わることというのが全然触れられていない。ベースにはお持ちなのかもしれないが、触れていないということと、あと、国の動向などの中には配偶者暴力防止法というのが入っているが、やはりドメスティックバイオレンスに関わることについても特段の言及がないなということは少し気になった。

自分自身が女性ということもあって、ジェンダーなどに関心があり、このように思っているが、おそらく、ほかの個別課題についても、それぞれ関心の高い方から見れば同じように言及して欲しいことがたくさん出てくるであろうし、それをこの全体の計画の中にもこのように反映させていくのかということのはなかなか難しいと思う。どこまで個別に踏み込んで言っているのかということに戸惑っている。

## 【座長】

私も初めに、委員会がこの課題を全部検討するのかと戸惑った。我々の委員会にまず当面期待されているのは、今日、まさにご指摘のあったように、根本問題を考えて、それを個々のものにつながるような形にまで、英語で言うとエラボレーションというが、内容をうまくつなげ、文章につくり上げるということになる。その意味では、今日お出しいただいた個別問題、また、そこから発展した全体の問題とのつながり、今いみじくも2人の委員から出された人権とは何かという根底にある問題を副座長の助けを得てまとめることになる。そのためにも個別問題については、今、我々が気がついたことは言っておいていいと思う。その前提として、マジョリティーから見るか、マイノリティーから見るかという問題はあっても、ここで挙げられているような8つばかりのテーマを通して、市民一人一人にとって、自分にとってどういう意味があるかという視点を貫くということも必要と思う。そして、日本国憲法9条で平和平和と言っているけれども、平和の中身が問題であって、争いがない状態、社会の秩序が何となく維持されている状態、それは一つの平和であるが、私は自分の言葉ではそれを消極的平和と呼んでいる。本当の平和とは、その中で一人一人が自分の持っている個性を十分発揮でき、自分の尊厳を損なうことが少しもないような社会が実現した状態だと思う。おそらく、それを実現するのが人権のねらいである。マイノリティー、マジョリティーを含めてそれを実現するために、根本になる考え方とは何か、そしてどういう施策が必要であるか、そこを明らかにすることが今日の主な仕事だろうと思う。

今、リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツの問題が出た。これは、子どもを産むときに、直接、女性の判断というものを尊重すべきという考え方である。もちろん、女性だけでは産めないで男性の協力も当然要るが、これは性教育にもつながっていくし、エイズの問題にも関わっていく。ここに挙がっているような項目すべてを通じてのアプローチ、マジョリティーというか、つまり、一人一人にとって意味があるような形の人権、そして課題、それを解決するための方策、方向の提示といったことで個別問題と全体をつなげるのは難しいかなと思ったが、委員の方々がいろいろいいアイデアを出していただいたので、今日の議論を踏まえて、あと3回、4回、もう少し具体的な形で議論を進められたらと思う。

方法論としては、これはそのときまた申し上げるが、人権に関する基本方針が出て、それから具体的な施策が出て、それを実施してどの程度効果があったかという評価の問題が

ある。この評価は単に内部的に市役所の中だけでやるのではなくて、外部の評価も受けられるようなシステムをつくることが大事ではないかと思う。そうすることが施策立案過程から個々の具体策に至るまでの透明性というか、外から見てわかりやすい、市民から見て納得のできる方策につながる。そういう意味で、フォローアップということが非常に大事になる。

それから、今日、議論するのは早過ぎるが、河原町御池にある市役所はあくまでも中心であって、実際、市民が触れ合うチャンスが多いのは区役所、あるいは、その支所である。それらを入権施策を進めていくうえでどのように活用にするか、そうしたことも3回、4回に向けてはお考えいただけたらと思う。

今日、閉じる前にこれだけ言っておきたいということがあれば、発言していただきたい。

#### 【委員】

子どもの問題ばかりで申しわけないが、子どもの権利についてはいろいろ議論がある。子どもはやはり成長発達途上であり、大人の愛情と保護が必要なので、大人の権利と比べたら、子どもの権利は半分ぐらいだという議論が未だにあって、その点が子どもの問題になると必ず大議論になる。今日、教育委員会の資料8、9とかを読ませていただいても、議論の前提として、例えば、「学校における人権教育を進めるに当たって」と書いてはあるが、学校において子どもがどういう人権を持っているのか、例えば子どもの権利条約に照らすと、自由権カタログにはいろいろ書いてあり、参加原則とか意見表明権、参加原則も書いてあるが、実際に、学校ではどのように子どもの人権について考えているのかということが、この資料を読んでもよくわからない。

だから、なかなか議論がしにくいところがあるが、人権教育という限りは子どもも人権の主体であり、主体者として子どもがどういう権利を持って、どういう権利を行使できるのかということを明らかにする必要がある。ほかの権利についてはそう争いがないのかもしれないが、こと子どもに関しては、大人と子どもとの関係で子どもの権利はどの程度あるのかについて大議論になるので、それをお聞かせ願えたらありがたい。そうすれば、この議論の大前提としてうまくかみ合った議論ができるのではないかなと思う。

【事務局】

答えになっているかどうか判らないが、私どもが考えている子どもの人権というのは、指導の重点のページ1の下に、「本市教育は子どもたち一人一人を徹底して大切にし」というところで、それが私どもの考える子どもの人権ということになる。数字的なもの等、具体的なものは、今、お答えできかねるので、それはまた、必要であれば、後日、お示しさせていただきたいと思う。

【座長】

弁護士であり、法律家である委員として、定義をはっきりしてほしいというところから発想がスタートするので、今のような話になったと思うが、今日明日のことではないので、できるだけ具体的なレベルで、しかるべき時期に示していただけたらと思う。

将来に向けて考える前提として、人権文化と言うときの人権とは何か。そして、それは、一般の市民、多数、少数ということを除いて、市民一人一人にとってどういうものであるかということをはっきりさせる必要がある。その上で3回、4回、つまり将来のスケジュールを決めようということで、議題の2になるが、市からご説明願いたい。

【事務局】

議題の2については、資料の2をごらんいただきたい。

これが今後の委員会の検討スケジュール案で、第1回目の6月25日には大まかなものをお示ししたが、今後の委員会での議論のポイントを絞って効率的に議論していただけるよう、次回以降のスケジュールを議題として上げさせていただいた。

全体の回数としては、前回の第1回を含めて全6回になる。第1回目の委員会では初めてということで、各委員の方からそれぞれ人権に関する所感としてのご意見をいただいた。また、本日の第2回は、より効果的な方策についてご検討いただくためにも、まず、それぞれの人権課題についての現状と、どのようなことが実際に課題になっているかということとを今日確認をしていただき、今後、人権施策全体としてどのように進めていくというか方向性についてもご議論をいただいた。

第3回、第4回については、本日の議論を踏まえ、具体的な提言内容についてご議論を

いただきたいと考えている。本日いただいた大きな方向性に沿って、具体的な推進方策や推進体制の問題について検討していただければと考えている。

その上で、第5回では、そういう具体的な内容を含め、提言の中間まとめを行っていききたい。その中間まとめについては、市民意見の募集、また、パブリックコメント等を行うこととしており、最終の第6回では、最終提言ということで最終のまとめをしていきたいと考えている。

#### 【座長】

お手元の資料2は、委員会のスケジュールであり、ただ今のご説明は大体それに即してなされた。この次の第3回は9月22日となる。であるが、それ以降の具体的な日取りは今日、皆様方のご都合を伺った上で、決めさせていただく。

3回、4回は、今日、出たような話をもとに推進方策を検討するということであるが、やはり、今日の話を多少まとめた形で皆さんにあらかじめお送りする必要があると思う。我々も手伝うので、まず、その作業を市の方をお願いしたい。

施策の推進、方策、推進体制ということであるが、人権の問題というのは、教育、啓発はもちろんのこと、先程来、マイノリティーが問題になるというのは、やはり、人権を享受できない、あるいは、享受しにくい状況にある人をどう救済するか、あるいは、そういう人たちにどういう形で人権を保障していくかということが大事だと思う。3回、4回の委員会では、はっきり区別はできないけれども、教育、啓発及び救済、保障というような区分けの中で、例えば、人権教育、人権啓発の中で課題は何か、そして、課題に対する解決策、あるいは解決の方法はどのようなものか、それを進める体制としてどのようなものが考えられるかというように、ご議論いただきたいと思う。

できるだけ、抽象論、一般論に終わらないように具体的なものに結びつけて今後とも話を深めていきたいと思うので、よろしくご協力をお願いしたい。